

道路交通法施行令の一部を改正する政令案要綱

一 一定の病気等に係る運転者対策の推進を図るための規定の整備

(一) 特定取消処分者に対する取得時講習の免除に関する規定を整備する。(第三十三条の六関係)

(二) 特定取消処分者が運転免許試験を受けようとする際の受験資格に関する規定を整備する。(第三十四

条の二関係)

(三) 一定の病気に該当すること等を理由として免許を取り消された場合における免許の再取得に係る試験の一部免除に関する規定を整備する。(第三十四条の三、第三十四条の五及び第四十三条関係)

(四) 公安委員会が臨時適性検査を行う場合において免許の効力を停止することができる場合を定める。(

第三十九条の二関係)

二 環状交差点における交通方法の特例に関する規定の整備

(一) 環状交差点における合図を行う時期及び合図の方法について定める。(第二十一条関係)

(二) 臨時適性検査を行う要件である基準行為に関する規定を整備する。(第三十七条の七関係)

(三) 違反行為に付する点数及び反則金の額に関する規定を整備する。(別表第二及び別表第六関係)

三 その他

(一) 公安委員会が緊急自動車として指定する自動車に関する規定を整備する。(第十三条関係)

(二) 都道府県による放置違反金収納事務の私人への委託に関する規定を整備する。(第十七条の八関係)

(三) その他所要の規定を整備する。

四 施行期日等

(一) (二) 及び (三) を除き、この政令は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第四十

三号)の施行の日(平成二十六年六月一日)から施行することとする。

(二) (三) (一) については、公布の日から施行することとする。

(三) 二については、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年九月一日)から施行することとする。

(四) 所要の経過措置を設ける。